

監監第514号
令和7年9月5日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年7月31日に受け付けました住民監査請求（1ページ目に「維持管理基本水準書」と記載があるもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「維持管理基本水準書」とその裁量に関する意見など、指定管理者制度についての解釈等を述べていますが、公園管理又は本市の指定管理者制度への意見は、住民監査請求が対象とする財務会計上の行為等ではありません。

断片的には、「基本水準書にあるとおりに草刈りをしないまま指定管理料が支払われていることになる。」、「月報の内容には虚偽がある」などの記載がされていますが、いずれも、横浜市の財務会計上の行為等を特定しているものではありません。

仮に、令和7年2月から6月にかけて10回にわたり行われた同請求人からの住民監査請求を踏まえて中田中央公園の指定管理料に関するものであると考えた場合、事実証明書として「2024年7月の月報」について記載していることから、2024年7月分の実績に応じた指定管理料の支出について述べていると捉えることもできます。しかし、指定管理料の支出の考え方については、同請求人が令和7年3月31日に提出した住民監査請求に対し、令和7年5月29日に通知した監査結果のとおりであり、財務会計上の行為等について違法又は不当があることについて示したものと認めることができません。

なお、請求人は指定管理者とのトラブルと思われるものを詳細に記載していますが、これ

（裏面あり）

らの内容は住民監査請求により解決すべき性質のものではないことを申し添えます。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。